

MR(麻しん風しん)4期予防接種・日本脳炎予防接種 接種対象者が拡大されました

予防接種施行令の改正により、MR（麻しん風しん）4期予防接種と日本脳炎の接種対象者が拡大されました。接種を希望する方は依頼書などが必要ですので、美郷町保健センターにご連絡ください。

MR(麻しん風しん)4期予防接種

これまでの高校3年生に相当する年齢の方に加えて、学校行事等で海外に行く高校2年生に相当する年齢の方もMR（麻しん風しん）4期予防接種を受けられるようになりました。

日本脳炎予防接種

これまで接種を差し控えていた平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの方について、日本脳炎の第1期、第2期予防接種を受けられるようになりました。

※定期接種の対象外だった7歳6か月以上9歳未満の場合も定期接種として受けられるようになりました。

肩こり・腰痛でお悩みの方へ 操体法研修会を開きます

操体法とは、肩こり、腰痛、膝の痛みなどを「気持ちのよい方向に動かして痛みを軽くする」という健康法です。

今年度も小崎順子先生をお迎えし、研修会を開きます。体の痛み・不調にお悩みの方、体のゆがみを治したい方、どなたでも参加できます。

日時●7月15日(金) 午前10時～正午

会場●美郷町保健センター

講師●小崎 順子 氏

(岩手県奥州市：小崎治療院)

内容●実技「肩・首のこり、長年の悩みを操体法で解消しましょう～肩・首・腰を中心に体のゆがみの取り方を学ぼう～」

申込●不要

毎月1回開催します 操体法同好会に入りませんか？

今年度も操体法同好会を下記の日程で開催します。心地よく体を動かし、心身ともにリフレッシュしませんか。途中からの入会もできますので、お気軽にご参加ください。

開催日程●

平成23年	平成24年
7月15日(金) ※研修会	1月16日(月)
9月12日(月)	2月20日(月)
10月17日(月)	3月19日(月)
11月21日(月)	
12月19日(月)	

時間●午前10時～午前11時30分

会場●美郷町保健センター

問い合わせ●美郷町保健センター(町福祉保健課 健康対策班) ☎0187(84)4900

認知症について理解を深めてみませんか？ 認知症サポーター養成講座を開催します

認知症になっても安心して暮らせる町をつくり、誰もが迎える高齢期を健やかに過ごすため、認知症に関する研修会を開催します。認知症の理解を深めたい方、高齢者に接する機会のある方など、たくさんの皆さんの参加をお待ちしています。

【講座の内容】

- ・講演「認知症高齢者の理解と対応について」
講師／日本赤十字社 秋田県支部 事業推進課 事業推進係長 稲岡 一枝 氏
- ・ビデオ上映
「あなたの周りにも困っている人はいませんか」

開催日時●7月26日(火)、27日(水)
午後1時30分～3時40分
受付／午後1時～

※同じ内容で2日間開催しますので、どちらか希望日を選んでください。

開催会場●美郷町保健センター

申込方法●電話でお申し込みください。

申込期限●7月20日(水)

申し込み・問い合わせ
町福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907(内線1506、1507)

安心で安全な暮らしを支援します 各種補助制度のお知らせ

住宅のリフォームをお考えの皆さまへ 美郷町住宅リフォーム緊急支援事業

補助金の額	対象工事に要する費用の10%に相当する額（千円未満は切り捨て、上限10万円）
対象者	自ら居住する町内の住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う方で、町税および使用料等の滞納がない方
対象住宅	一戸建ての住宅（住宅の車庫、物置を含む） ※併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上であること
対象工事	次に掲げるすべての条件を満たす工事 ①増改築・リフォームに要する費用（消費税および地方消費税の額を含む）が50万円以上であること ②町内に事業所を有する法人または町内に住所を置く個人が施工するものであること ③平成23年度中に工事が完了し、平成24年3月31日までに完了実績報告書を提出できること
その他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と併せてご利用いただけます。

住宅の耐震診断・耐震改修をお考えの皆さまへ 木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業

補助金の額	耐震診断の場合	耐震診断に要する費用の3分の2の額（千円未満切り捨て、上限5万円）
	耐震改修の場合	耐震改修に要する費用の3分の1の額（千円未満切り捨て、上限60万円）
対象者	耐震診断の場合	①耐震診断士の所属する美郷町内の業者と契約を締結できる方 ②対象住宅を所有（共有を含む）する方 ③町税および使用料等の滞納がない方
	耐震改修の場合	①美郷町内の業者と契約を締結できる方 ②対象住宅を所有（共有を含む）する方 ③町税および使用料等の滞納がない方
対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築され、自ら居住する町内の木造戸建住宅	
対象工事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断されたものを1.0以上に補強を行う改修 ※簡易な耐震補強等は対象となりません。	
その他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と併せてご利用いただけます。	

太陽光発電システムの設置をお考えの皆さまへ 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

補助金の額	公称最大出力1kwあたり5万円（上限は最大出力4kw：20万円まで）
対象者	・自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方または町内に太陽光発電システム付き住宅を購入する方 ・町税および使用料等の滞納がない方 ・電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を締結できる方 ・町内の事業所等と契約を締結して設置できる方
発電システムの条件	・新規品であること ・公称最大出力が10kw未満のものであること
その他	・秋田県住宅リフォーム緊急支援事業、国や秋田県の太陽光発電システム補助金との併用もできますが、それぞれ補助条件が異なるのでご注意ください。 ・太陽光発電システムを増設する場合も対象となるケースがありますのでご相談ください。

問い合わせ ● 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910